

川越市告示第445号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画変更（第2回）を認可したので、同法第10条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月17日

川越市長 森田 初恵

- 1 施行者の名称  
東日本総合計画株式会社（法第3条第1項）
- 2 事業施行期間  
令和6年6月3日から令和8年9月30日まで
- 3 施行地区  
川越市大字砂新田字河岸道附、大字砂字亀原の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
川越市新河岸駅前地区土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地  
埼玉県さいたま市大宮区仲町2丁目65番地2  
（東日本総合計画株式会社内）
- 6 施行認可の年月日  
令和6年6月3日
- 7 変更認可の年月日  
令和8年6月12日